第六十一条	船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。以下この条及び次条において同じ。）	養殖場
第六十二条第一項	船舶の総トン数を増加し、又は操業区域	養殖場において養殖することができる水産動植物の量
第六十二条の二第一項第一号	船舶（母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。次号及び第三号において同じ。）	養殖場
第六十二条の二第一項第二号及び第三号	船舶	養殖場
第六十三条第一項	漁業法	内水面漁業の振興に関する法律第三十条において準用する漁業法

2　法第三十条において準用する漁業法第六十三条第一項において水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十二条の規定を準用する場合においては、同条中「漁船に乗り組んでいる者及び当該漁船のために陸上作業をしている者」とあるのは、「養殖場で作業をしている者」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年六月一日から施行する。

（うなぎ養殖業の許可に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前にうなぎ養殖業について内水面漁業の振興に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第一項の規定による届出をした者は、当該うなぎ養殖業について法第二十六条第一項の許可（以下「許可」という。）を受けているものとみなす。この場合において、その受けているものとみなされる許可の有効期間は、法第三十条において準用する漁業法第六十条の規定にかかわらず、平成二十七年十月三十一日までとする。

2　前項の規定により許可を受けているものとみなされる者（次項及び次条において「みなし許可養殖業者」という。）については、法第三十条において準用する漁業法第六十二条の三の規定は、適用しない。

3　みなし許可養殖業者に対しては、法第二十六条第六項の規定にかかわらず、許可証は、交付しないものとする。

（みなし許可養殖業者に関する経過措置）

第三条　みなし許可養殖業者が、当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場について公示（法第二十六条第一項に規定する指定養殖業についての法第三十条において準用する漁業法第五十八条第一項の規定による公示をいう。）に係る許可の申請をする場合における法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十八条の二第三項の規定の適用については、同項中「当該許可において定められた水産動植物の量」とあるのは、「当該申請をした者の内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第二十八条第一項の規定による届出に係るうなぎ養殖業の実態を勘案して農林水産省令で定める水産動植物の量」とする。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第五条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百四十二　内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正

株式会社日本政策投資銀行法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年五月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十七号

株式会社日本政策投資銀行法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の二十八第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社日本政策投資銀行法施行令（平成二十年政令第二百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を附則第二条の三とし、附則第一条の次に次の二条を加える。

（納付の手続）

第二条　会社は、法附則第二条の二十七第一項の規定により危機対応準備金（法附則第二条の二十二第一項の危機対応準備金をいう。）の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するときは、法附則第二条の二十七第一項の規定による納付金の計算書に、最終事業年度（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二十四号に規定する最終事業年度をいう。以下この条において同じ。）末の貸借対照表、最終事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、法附則第二条の二十七第四項第二号の日の十日前までに、これを財務大臣に提出しなければならない。

2　会社は、法附則第二条の二十七第二項又は第三項の規定により特定投資準備金（法附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金をいう。）又は特定投資剰余金（法附則第二条の二十三第七項の特定投資剰余金をいう。）の額の全部又は一部を減少するときは、法附則第二条の二十七第二項又は第三項の規定による納付金の計算書に、最終事業年度末の貸借対照表、最終事業年度の損益計算書及び法附則第二条の十九に規定する収支の状況を記載した書類その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、法附則第二条の二十七第四項第二号の日の十日前までに、これを財務大臣に提出しなければならない。

（納付金の帰属する会計）

第二条の二　法附則第二条の二十七第一項の規定による納付金は、財務大臣が定めるところにより、一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

2　法附則第二条の二十七第二項又は第三項の規定による納付金は、財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三